

発議案第16号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月19日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 堀口明子 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 原弘志 |
| | 同 | 植田進 |
| | 同 | 三田登 |
| | 同 | 伊原忠 |

提案理由

国に対し、種子法廃止に伴う万全の対策を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

昨年の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立し、今年3月末をもって同法は廃止された。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法の下で、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等の取組が後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策を講じることが求められる。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種の特許が取られ、農家は特許料を支払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

そのような中、既に平成29年5月31日付けで、千葉県農業協同組合中央会など4団体が「主要農作物種子法の廃止に係わる要請書」を千葉県知事に提出しており、こうした動きに積極的に応えることを期待している。

よって、本市議会は国に対し、種子法廃止に伴う万全の対策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

農林水産大臣様